

アメリカ独立前夜の反奴隸貿易論*

——「特権」から「権利」への自由の変質——

高 橋 貴 之

This article intends to show Benjamin Rush and Thomas Paine as enlightenment theorists. It aims to show how arguments for anti-slave trade were connected with debates for associating Africans with American community on the eve of American Independence. To consider this problem, we need to examine the works of Benjamin Rush and of Thomas Paine. As they materially insisted on injustice of slave trade, they came to recognize African's 'liberty'. Rush pioneered African's 'liberty'. Then some transitional writers who insisted on the idea of natural rights cultivated it in theory. And finally Thomas Paine changed over 'liberty' from privileges to rights of man. This article examines the meaning of American liberty as it was expressed in the changing idea of African's 'liberty'.

序章

アメリカという国にとって白人とアフリカ系住民がいかに共存していくのかという問題は、独立から200数十年を経た今日でも課題として残されている¹⁾。アメリカ独立前夜において、その課題をアメリカの住民たちに突きつけていたのが、アフリカ人を奴隸として使用し、売買する習慣の是非を巡る奴隸貿易についての議論だった。

奴隸貿易は、主として二つの方向からの研究がなされた。一つは主として奴隸制廃止論者（アボリショニスト）の思想の解析を進める方向である。デイビッド・デイビスの古典的研究に始まり、クリストファー・プラウンやモーリス・ジャクソン等の研究につながる、英米の啓蒙思想家の奴隸制廃止論者としての一面に注目するものである。これらの研究は、アメリカ側ではベンジャミン・フランクリン、アーサー・リー、トマス・ジェファソンら、

イギリス側ではグランヴィル・シャープ、アダム・スミス、リチャード・プライスといった、当時の影響力のあった思想家の名を挙げている。これらの研究は、デイビスの論点から派生して、アフリカ人の解放＝自由人化をいかに進めるかという視点を重視する²⁾。

その一方、独立前のアメリカ植民地によるイギリス本国への抵抗運動の過程で、白人とアフリカ人の権利の平等の重要性が認識され始めたという視点で奴隸貿易を見る研究がある。こちらは、アフリカ人も白人と同様に知性を有する人間と見なすべきであるという議論に注目し、抵抗運動のレトリックあるいは独立のためのアジテーションとしての面を分析している。古典的にはバーナード・ベイリンの研究がある³⁾。

たしかに、従来の研究によって奴隸貿易についての研究の中からアフリカ人の人間としての多様な可能性を志向した思想家の議論、つまりアフリカ人の自由の質を問うた議論は

*論文審査受付日：2009年7月22日。採用決定日：2010年4月13日（編集委員会）

深まってきた。しかし、奴隸貿易の不当性を訴えることが直ちにアフリカ人を同一の社会に迎え入れる議論に結びつくのか。あるいは、アフリカ人を自由人とすることが白人とアフリカ人が平等な立場で社会を形成する議論に結びつくのか。これらの点については、検討の必要があるのではないだろうか⁴⁾。その検討のためには、当時の奴隸貿易問題についての著作の中から、アフリカ人を迎える方向を模索する著作者の原典から議論を再現する必要がある。独立前夜のアメリカに焦点を当てたのは、この時期の著作者たちが展開する奴隸貿易問題がアフリカ人の自由や権利を社会の具体的な問題として考えはじめたからである。

奴隸貿易問題をめぐる著作者たちの立場は、奴隸使用及び奴隸貿易を擁護する主張（奴隸貿易擁護論）と、それらを廃止すべきであるという主張（反奴隸貿易論）の二つに分けられる。擁護論の特徴はアフリカ人が元来奴隸として働かせるのに適しているという主張をしていることである。そして、奴隸使用の正当性をアフリカ人の奴隸化を聖書のあらゆる部分で禁じられていないという慣例によって合法化していることである⁵⁾。1773年ごろ、西インドやアメリカのチェサピーク以南の植民地では、アフリカ人が農産物のプランテーションで重要な労働生産の担い手になっていた。そのため、奴隸貿易問題の中で、農産物の生産量を維持し、そしてさらなる増産のために奴隸の輸入や使用を正当化する主張が展開された。その代表的な論客に、リチャード・ニスペット Richard Nisbet がいた⁶⁾。

反奴隸貿易論の特徴は、キリスト教義の中でもとりわけクエーカー主義者の間で展開された内容を含むことがある⁷⁾。すなわち、人

道主義的な見地からアフリカ人の解放を主張したことにある。1770年代初めに論陣を張っていた中心的な人物は、Francis Hutcheson や James Foster の影響を受けた Anthony Benezet, John Woolman であった。1773年以降は、Benezet に啓発され、かつニスペットに反発した Benjamin Rush がより具体的な奴隸貿易の廃止についての議論を展開し始めていた⁸⁾。

I. ベンジャミン・ラッシュの反奴隸貿易論

1773年、ラッシュは初版の『奴隸保有に依拠したアメリカのイギリス植民地住民への意見』⁹⁾を発表する。ラッシュは、このパンフレット出版の意図を「私が述べるべきただひとつのこととは依然として邪悪なことが続いているという点だ。（中略）私は奴隸貿易を支えてきた原理的な議論に立ち向かうべき」¹⁰⁾であると説明している。ラッシュは、アフリカ人が奴隸に適していると主張している論者に対し次のように反論する。

「南部の植民地や西インドで、黒人たちに課されているあらゆる悪徳、つまり怠惰、背信、盜み、そしてそれと同様のものが、奴隸たちが神の意志に沿っていないということを証明する議論に役立っている。現代において（普通言われるよう）黒人の黒い色が彼らを奴隸としての運命に服せしめているのか、あるいは彼らが奴隸となることに適しているのかというのはどうちらも妥当ではない。」¹¹⁾

ラッシュは、神の意志としてのキリスト教儀に根拠を求める奴隸使用の正当化を明確に非難している¹²⁾。では、ラッシュが考える本来の神の意志あるいは人間のあり方はどのような形で具体化されるのか。ラッシュは次のように述べている。

「自由とプロパティは豊かさの基礎であり、良き農業の基礎である。人類の諸権利が正式に確立していないところで豊かさが花開いているのを見たことがない。ある種の豊かさを伴って生産物を増加し、かつ自由に生まれた働き手のもとで生産を増やす大地は、奴隸の汗の下では不毛のものにその価値をさげると思われる。人間を自由なものとしてつくり、人間に大地を与えた我々の自然の偉大な造物主の意思は、人間が自分の額の汗によって、自分の所有地を耕作するようになるということにある。」¹³⁾

ここでラッシュは、人間本来のあり方とは自分自身の所有地を持ち、その所有地に労働を投下することだという¹⁴⁾。けれども、ラッシュは次のように述べている。

「今、西インド諸島とアメリカ南部の植民地のプランテーションがもっと制限され、これらの地方を耕す時に自由人だけが雇われていれば個人の利益はより減少するであろう。だが、全体の生産はより大きくなるであろう。このように、少しの富を減らすことでも奢侈と悪徳を抑え、財産の平等な分配が促進する。財産の平等な分配は社会福祉の進展に最適であるように思われる。」¹⁵⁾

ラッシュは、アフリカ人がプランターの拘

束を離れて、私的所有を保障される自由人として雇われることが、アメリカの社会全体の利益につながることを主張している。ラッシュは、私的所有を論じてはいても、アフリカ人が自分の所有地を持つことやアフリカ人が自由人として社会の中で具体的にどのような役割を果たしていくのかについては論じていない。代わりに、ラッシュは自由人化について、「若い黒人は道徳や宗教の原理の中で教育を受けさせよ。そして何らかの仕事を身につけさせよ。それによって彼らは自分自身を維持していくだろう。黒人たちの奴隸の境遇に置かれる時間を短縮するよう法律を改めよ。そして、彼らに生まれつき自由のイギリスの臣民のあらゆる恩恵を付与せよ」¹⁶⁾という。

ここで示されているイギリス臣民のあらゆる恩恵とは何か。ラッシュは明言していないけれども、当時の通念では、ラッシュ自身が後述するように市民的自由のことである。すなわち、法の支配の下にあること、共同社会の同意した立法の下で生活する権利、コモンローの中で大切に受け継がれてきた陪審裁判を受ける権利などを保障されることである¹⁷⁾。ラッシュはその権利を具体的にどう保障するのか。ラッシュは、彼やトマス・ペインと同時代の奴隸制廃止論者のグランヴィル・シャープ Granville Sharp¹⁸⁾を引用しながら説明する。

「主人は日曜日に加えて週一回は[奴隸が]奴隸自身の労働のためにあてがわれる一日を認めなくてはならない。その結果、もし、その日を奴隸自身が自分の主人のために働くことを選んだとしたら、彼はそのために自由人としての賃金を受け取る。そして、その日、自分の労働によって得たものは何であれ、彼に

は法によってその所有を保障される。そのため、主人はそれを奪うことはできない。明らかにこれは完全な奴隸廃止への重要なステップである。」（以上、ラッシュによるシャープの書簡引用：引用者補注）¹⁹⁾

シャープはラッシュに対して、「多くのアメリカの臣民が奴隸売買や使用を規制することに積極的でないだろう」と書き送っていた²⁰⁾。そこでラッシュは、アフリカ人を奴隸の境遇から賃金労働者に変えることを目指した。すなわち、労働の対価として賃金を得て、労働を通じて得たものの所有を法によって保障されるようにすることを目指したのである。アフリカ人が私的所有を保障されることは、制度としての奴隸廃止にとって重要である。けれども、ラッシュが描いていた、自分の所有地を耕し、その成果を所有するアフリカ人像からは後退しているように見える。なぜなら、現実の問題に直面したとき、ラッシュは、アフリカ人を賃金を得る働き手に編成することで社会福祉の実現を図ることができると述べていたからである。

当時のアメリカは、自分の土地を所有した独立小生産者としての生き方が賛美されていた。このため、賃金を得る働き手に対するイメージはジプシーや物乞いよりも低かったという²¹⁾。このような事実があるにも関わらず、ラッシュはなぜ賃金労働者化を図ろうとしたのか。

その問い合わせる前に、彼が認識していたアメリカにおけるアフリカ人の現実を見ておく必要がある。ラッシュは「自らの身体が競りにかけられ、母娘や兄弟は互いに引き離されている」現実や「仕事の道具として農場に送り込まれている」現実を見た²²⁾。仕

事の道具となった彼らは、使用主から年齢や性差や妊娠しているか否かも考慮されない²³⁾。さらには、「一人の奴隸が主人の横暴に対して反抗の意思を述べる。次の瞬間、奴隸の心臓にはナイフが突き立てられる」²⁴⁾ という、主人による奴隸の恣意的な私刑も半ば公然と行われている。このような状況を見て、ラッシュは「今、どこに法や正義があるのか！黒人たちに解放への道をたどらせよう」²⁵⁾ と訴える。この訴えは、ラッシュの人道的な同情心であると思われる。ラッシュは、アフリカ人の人間本来のあり方を求める以前に奴隸使用を当然とみなす人々に対して、アフリカ人が人間として扱われていない現状を、残虐な事実として読者に提示した。

そして次のように訴える。

「まず、為政者 Magistrates は上位の者下位の者を問わず、使用者の悪徳を抑制する際、自分に与えられている権限を行使せよ。自ら手本を示すことによって、奴隸所有への反対を示し、それを正すあらゆる条例に進んで賛成している姿を見せよ。立法者は自分たちに信託されていることを今一度想起せよ。それらの諸法を宗教の精神（自由）そして我々の最も高貴なイギリス国制によって根拠付けよ。法の支配を危険にさらす邪悪さを抑えることよりも適切に、イギリス国王あるいは祖国への忠誠を示すことはできない。そして、そのうちに立法の自由を壊すことになろう。」²⁶⁾

ラッシュの力点は、プランテーションおよびプランターとアフリカ人という私的な関係に法が介在することを訴えた点にある。ラッシュは、プランターの私的所有権の絶対性や奴隸に対する恣意的な私刑を法によって制限

することを訴える。前述の内容から考えると、ラッシュは、この制限が国王からの恩恵として行われると捉え、そして、プランテーション内でアフリカ人に恣意的な罰を加えることが許される状態を解消することを模索している。合わせて、ラッシュはアメリカに住むアフリカ人がヨーロッパ系住民同様に法の保護を受けられるようにすべきだと述べている。なるほど、ラッシュの考えるアフリカ人の自由人化は自分の所有地を耕すという形で実現するわけではない。けれども、ラッシュには人道的な同情心があったため、アフリカ人を単なる生産手段とはみなかった。ラッシュはアフリカ人への同情をどのような方向に深めて行ったのか。

「「稳健な統治においては、多くの奴隸が存在すべきでないというのが最重要である。それらの国々の政治的自由 political liberty は、市民的自由 civil liberty の価値に付け加えられる。市民的自由を剥奪された者は政治的自由をも剥奪されることになるのである。この者は自分がその構成員ですらない幸福な社会を眺め、その安全が自分のためではなく、他の人々のために確立されているのを見出す。彼は自分の主人の魂は立派になっていくことができるのに、自分の魂はたえず卑しくなってゆかざるをえないことを感じる。自由な人間を常に見ていながら、しかも自分はそうはなれないということほど動物の状態に近づかせるものはない。このような連中は社会の天敵である。そして彼らが多数であることは危険」（ラッシュによるモンテスキューの引用：引用者補注）である。」²⁷⁾

ラッシュは、市民的自由をイギリス臣民の

全てに与えられる恩恵と見ている。そして、ラッシュは政治的自由を、市民的自由という根本的な権利の上に付加されるものとして捉えている。市民的自由は、イギリス国制の法の下で一市民がその財産を返してもらうため、あるいは何らかの侮辱に対して償いを得るために裁判に訴えることのできる自由を意味する。同様に、政治的自由は自己の安全について持つ確信のことであり、その確信は様々な地区において代表を選ぶための政治参加の権利が守られることによって得られる。

ラッシュは、前者の受動的な自由が後者の能動的な自由の基礎になるという。けれども、ラッシュの描いた社会では、アフリカ人を物乞いやジプシーよりも社会的評価が低い賃金労働者に編成することになる。そして、ラッシュは、市民的自由と政治的自由を不可分の一つの権利とみなすのではなく、後者が前者に付加されるというニュアンスで捉えた。そのため、ラッシュはイギリス臣民への恩恵というのは市民的自由を意味すると考えたので、アフリカ人に認められる自由には政治的自由が含まれないことになる。なぜなら、ラッシュはアメリカの中で理想的なイギリスの体制を実現することが社会の福祉になると想っていたので、公的な事項について考える人々と市民的自由のみを有して労働に専念する人との共存するという「アメリカの中のイギリス」的な社会のありかたを重視していたからである²⁸⁾。

なぜラッシュの描く自由なアフリカ人が政治的自由をもたないことで、「アメリカの中のイギリス」の理想像を描けるのか。言い換えると、なぜ、ラッシュは、アフリカ人が自分の所有地を持たなくても自分の財産権を持ち、身体や人格の自由を持つことができるた

めに、人間本来のあり方に近づくと考えていたのか。その理由は、ラッシュが社会全体の秩序を重視する一方で、人道主義的な立場からアフリカ人の安全も重んじる思想家だったことに求めることができる。一つはラッシュの政策的な配慮である。ラッシュの描くアフリカ人は主として農業者である。アメリカの農業にとって、プランテーションは不可欠のものである。ラッシュはアメリカ全体の豊かさを重視しているため、プランテーションでの働き手を確保する必要があった。白人、アフリカ人いずれの側を問わず、プランテーションの存在を政治的に否定する機運が高まれば、アメリカ経済の不安定化につながりかねない²⁹⁾。そういう事態は自由人となったアフリカ人の雇い主を締め付けるため、自由人となるはずのアフリカ人の雇用や財産形成の機会をかえって失わせることになりうるのである。ラッシュにはこのような政策的な理由があった。けれどもラッシュのこのパンフレットは、アフリカ人に対する共感の書であるという一面を忘れてはならない。その一面がもう一つの理由につながる。すなわち、アフリカ人が生計を立てていける場がなくなってしまうことへの危惧であり、アフリカ人の自由の一里塚を勝ち取りたいというラッシュの率直な想いである。ラッシュは当然のこととして語らないけれども、アフリカ人が市民的自由を持つば、たとえ所有地がなくても、自分の労働の成果を法の下で保障される。しかし、シャープの手紙にあるように、アフリカ人の使用や売買の習慣を当然とみなす者が多かった当時のアメリカで、その習慣を見直すことを呼びかけても、直ちに効果が出る保障はなかった。ましてや白人でも一部の者しか認められていなかった政治的自由を求めるべく、プランテー

ションの経営者などがアフリカ人の部分的な自由化さえ拒否する事態も現実にあり得た³⁰⁾。

ラッシュは人道主義的な立場から反奴隸貿易論を深めたため、奴隸をどのように解放するかという奴隸制廃止論に議論を進めた。奴隸をどのように解放するのかという発想に立つと、シャープが書簡で述べたことから示唆されるように現実との妥協が求められる。そのため、ラッシュはアフリカ人の解放に向けて、能動的な自由と受動的な自由を分けて考えることを余儀なくされた。そして、ラッシュは、ひとまず、アフリカ人に対して後者の市民的自由を認めてことで、イギリス臣民としての恩恵を与える必要性を示すに留まらざるを得なかった。ラッシュは、市民的自由と政治的自由の両方を持つ一部の白人（主にプランテーションなどの所有者）と、前者の自由のみを持つその他の白人やアフリカ人（自らの土地を持たない、プランテーションなどにおける賃金労働者）とに分かれる階層的な社会を描いた。よって、アフリカ人がイギリス臣民の一員になることは、私的所有を確実にするために公的事項に参加する権利をも保障されるわけではない。ラッシュは、アフリカ人がイギリス臣民の恩恵としての受動的な自由である市民的自由のみを持つ半面、彼らが政治的自由という能動的な自由を持つことを具体的に明示できなかったのである。

II. 抵抗運動の中で芽生えたアフリカ人の自然権論

イギリス本国への抵抗運動が国王への誓願をやめ、次第に独立をも視野に入れ始めるという時期に議論の先鋭化の副産物として現れた反奴隸貿易論がある。この議論を展開した

著作者たちは、アメリカの住人がアフリカ人奴隸を永久に奴隸の位置に置く権利があるのかと問いかける。

1774～1775年頃になると、抵抗運動の中で展開された反奴隸貿易論はアフリカ人の自然権と関連付けて論じられるようになる。すなわち、抵抗運動の著作者の中からアメリカ植民地の住民と本国人との対等の主張の正当性をもたせるために、アフリカ人も人間として彼自身のパースン（身体）に対する自然権を持っているという論理を提示する者が現われる。

彼らの論理は次のようなものである。アフリカ人の労働の所産は彼ら自身の所有物であり、それに対して奴隸の所有者を含めた誰であれ何の権利もない。なぜなら、全て人間は彼自身のパースンにおいて所有権を持ち、彼の身体の労働や手の働きはまさしく彼自身のものだからである。その上で彼らは、アフリカ人がアメリカ人とは契約によって結び付けられていない自然状態にある存在であると考える。アフリカ人は、アフリカで彼ら自身の独立国家を構成していたのであり、アメリカ人やヨーロッパ人が彼らを奴隸にする権利は全くないという³¹⁾。このような主張と根拠をもった典型例が、人は労働によって誠実に獲得したものに対して自然権をもち、この自然権こそが所有権であるとする議論である³²⁾。

例えばリチャード・ウエルズは次のように述べる。

「隸属はイギリスの自由とは一致しないものとして彼ら（アフリカ人：引用者補）の罪の一部でありえない。（中略）もし隸属が彼らの罪の一部でないとしたら、つまり、イギリスの憲法がその者の国の法に違反したと言

う理由で死を宣告された人の自由を守るのなら、アフリカ人はアメリカに上陸するなり、彼らの自由を要求するであろうと確信する。」³³⁾

「人間が自分の財産権を主張し維持するところはどこでもそうだが、彼は財産権を疑いなく回復すべきなのだ。（中略）今あらゆる奴隸が自ら出廷することで財産権の回復を主張する。そのとき、奴隸は永久に自らの生まれながらの権利を自然にもつことの最も有力な証をもつことになろう。（中略）アフリカ人に対して所有の正当性を主張する者たちが奴隸輸送の鎖を切断した場合の話だが、イギリス憲法と我々自身の宣言により仮にイングランドに住んでいたのと同様、アフリカ人は自由なのだ」³⁴⁾

ここでウエルズは、アフリカ人がアメリカに連れてこられた時点で所有権という自然権の回復をし、イギリス人としての恩恵を付与されることによって自由になるという。ここで、回復されるはずの自然権の中身について、ウエルズは、市民的自由および政治的自由という言葉で説明をしていない。ウエルズは明示していないけれども、市民的自由に力点を置きながら、主として所有権が法によって保障されると述べることで労働所有論に接近する。そして、彼はラッシュのように市民的自由と政治的自由を分けて提示していないので、その市民的自由は白人のみを念頭にしたイギリス人に付与される恩恵ではなく、より普遍的な意味を持つに至っていると思われる。とはいえ、彼は、本国からの独立を主張するための論理的な矛盾を解消することに力点を置いているので、アフリカ人に対して保障すべ

き市民的自由と政治的自由についての内容が抽象的であることを否定できない。確かに彼らは、私的所有を所有権として捉え、さらには自然権とみなすことで、労働所有論に接近している。しかし、彼の主張は、アフリカ人自らが公的事項に参加することで、その権利を確実にしていくところまでは届いていない。

抵抗運動の中でアフリカ人の自然権を結びつけた論者の中には、アフリカ人が生国で肥沃な土地に住み、勤勉な農夫として豊かさを享受していたことを挙げる者もいた。新聞『コネチカット・ガゼット』誌上の論説である「Q.X.Z」では、もともと平穏に生活していたアフリカ人が、イギリス人の侵入によって彼らの市民的自由としての権利を破壊されたという主旨のパラグラフが存在する³⁵⁾。ここから、アフリカ人はもともと住んでいた国からアメリカに移住者としてやって来たので、市民的自由の一つでもある、アメリカにおいても自らの財産権を侵害されない権利を持つ、という論理が生まれる。

本国に対する抵抗運動は「代表なくして課税なし」をスローガンとして行われた。けれどもこのスローガンは、本国によるアメリカ植民地の住民の自然権の一つである財産権の侵害を糾弾する意図があった。彼らはアメリカの住民が同じ土地に暮らすアフリカ人奴隸の自然権を奪いながら、本国に自然権を主張する論理的矛盾に自覺的である。リチャード・ウェルズや「Q.X.Z」の匿名の著者はその典型的な例であった。

それらの主張はアフリカ人の移住の自然権や所有の自然権を確認する契機を含んでいるため、市民的自由と政治的自由の両者が不可分の自然権として捉えられ始めたと見ることができる。確かに、彼らの主張する自然権は、

市民的自由と政治的自由を分けて考えていいないために、イギリス人の特権としてではなく、より普遍的な権利として提示されたと見ることができる。しかし、彼らは市民的自由と政治的自由をより具体的なものにする議論を開いていない。すなわち、個々人が、自らの所有権を確実に保障するために公的事項に参加する自由を広く認めるべきであるという論理を開いていない。彼らはアフリカ人の政治的自由の内容を具体的にしない。その曖昧さゆえに、彼らの描く社会の中では、公的事項に関与する人々は依然、白人の一部に留まり、アフリカ人を含む他の住民は、受動的な権利のみを有することになる。とはいえ、抵抗運動の自然権論者の思想的位置は、単一の普遍的な権利としての市民的自由と政治的自由を具体的に描く思想が登場する過渡期にあったと言える。この過渡期の曖昧さゆえに、彼らの議論は、普遍的権利としての自由を追求しつつも、現実にはイギリス臣民の自由として追求されたために、アフリカ人が公的事項に参加できる見通しを示せなかった。そのため、アメリカの中のイギリス的な要素を補正するにとどまった。そして、アフリカ人の普遍的な自然権を具体的に展望できるまでには至らなかったのである。

III. トマス・ペインの反奴隸貿易論

前章までに見てきた著作者たちは、アフリカ人にもイギリス臣民としての特権を付与することに重ねて、主として市民的自由を保障することを訴えていた。これに対して、イギリス臣民としての特権を付与するという意味合いをもたないアフリカ人の解放論が現れる。イギリス本国からアメリカに移住したトマス・

ペインによる議論である³⁶⁾。ペインの反奴隸貿易論は彼がアメリカに渡って最初に上梓したものである。ペインは抵抗運動と関わらずに、アフリカ人の境遇と奴隸使用の習慣に焦点を絞っており、アフリカ人が人間としてより良く生きるための道を探っている。

ペインは『アメリカのアフリカ奴隸』の中で次のように述べている。「卓越した人たちによって、またいくつかの最近の出版物によつて、人間自体を略奪することは正義と人間性のあらゆる原理や良き政策、自然の光に反していることが証明されている。にもかかわらず、このことの正当性は未だに主張されて」いるという³⁷⁾。卓越した人というのは、ペインによれば、バクスター、ロック、カーマイケル、ハチスン、モンテスキュー、ブラックストン、ジョージ・ウォレスといった奴隸使用に懐疑的であったとされる思想家である³⁸⁾。ペインは彼らの議論の中に、人間の身体の自由の不可侵性を見ていた。

「奴隸貿易の経営者自身も、そして他の者も自らが次のことを証明している。これらのアフリカの国民 African nations の多くが肥沃な土地に住んでいる。彼らはヨーロッパ人によって酒で墮落させられ、他の部族と対決させるべく買収されるまで勤勉な農夫であり、豊かさを享受し、戦争とは縁がなく静かに暮らしていたのだ。さらに次のことも言える。これらの無害な人民は連れ去られることによって奴隸の身分に落され、自らの臣下に売り渡す王たちの欲求をかきたてた。王たちはそのようなことができる権利を有していないし、アフリカの住民たちを捕らえるために一つの部族と他の部族を戦争させる権利も有していないのだ。」³⁹⁾

ペインはアフリカ人がもともと自分の国の中で所有地を持ち、自身の労働を投下する生き方をしていたという。ところが「ずるく非人間的な方法で、イギリス人は年一万人に上る奴隸を仕入れた」⁴⁰⁾ことで、アフリカ人の人間性は奪われている。ペインは、そのためにはアフリカ人の人間としての地位の回復を目指す。

「確かに人間は合法的に死に追いやられ、その者の同意なく財産を奪い取られる場合もある。けれども、誰もが有罪判決なしに死刑にされるだろうか。」⁴¹⁾

「(買い手は) 悪名高い泥棒一味に手を貸し、盗まれたものを買い入れたのだから、泥棒の取引を支えたのと変わりはない。知らないことは何ら責任を逃れる理由にはならない。売り手は明らかに、どのようにアフリカ人を捕まえたのを知っているからだ。しかし、売り手が人間略奪者 Men – Stealers でないという証拠なしに誰も人間を合法的に買えないのだ。真の所有者は盗まれて、その上に売られてしまった財産を取り戻す権利がある。従って、彼らは取り戻す権利を持つからこそ自らの財産に対する真の所有者なのである。同様に、奴隸は自由の正当な所有者として自由を取り戻す権利があるので。」⁴²⁾

ペインは、アフリカ人が自らの身体と財産の安全を法によって取り戻し、保障される権利を持つこと、すなわち市民的自由を持つことを示唆している。この後ペインは、権利についての議論を展開する中で挿入的に人道主義的な観点から次のように述べている。

「キリスト教徒は全ての人々が隣人であり、

隣人を自分自身のように愛し、自分がされたいことをすべての人に行い、全ての人々に良いことをするようにと教えられている。そして、人身の略奪 Man-Stealing は極悪の犯罪だと位置付けられているのだ」⁴³⁾

「単におとなしい人々を、野獣を捕獲するように捕らえて奴隸とすることは、人間性と正義の原理に対する最大の侮辱である」⁴⁴⁾

なぜペインは上記のような挿入をしたのか。ペインが奴隸貿易論を展開する数年前、彼は言論活動に身を投じるきっかけを作った『収税吏の窮状を考える』⁴⁵⁾ を公表していた。そこには貧しい者への率直な同情が表れていた⁴⁶⁾。このパンフレットが人道主義的な見地を有していることを示す描写に、「俸給について議論する理由が慈善にのみに基づくとするなら、私の議論は率直な同情に大きなウエイトを置いていただろう。最初の問題は確かに収税吏のおかれた事情である。しかしこれはむしろ収入の問題である。」⁴⁷⁾ という部分がある。ペインは、イギリス社会の底辺を知っていた。そのため彼は、イギリス社会の階層性が持つ負の面を告発しながら社会的弱者への率直な同情の念を育てたのである。この同情心があったために、ペインはアフリカ人を社会的弱者と把握した。アフリカ人がアメリカ社会の最下層に押し込められており、それを当然のように考えるアメリカ住民に対し、再考を促す必要を感じた。このことから、ペインは、アフリカ人が人間として社会の中に存在することは当然であり、白人とアフリカ人とを問わず、人間が本来的に持つ普遍的な権利の回復を訴える議論、および、より良い多様な生き方を模索する議論を提示できた。ペインは再び権利についての議論に戻って、

普遍的な権利の内容を説明する。

「これらの人々は自由没収の有罪判決を受けたわけではない。よって、いまだに自由に対する自然かつ完全な権利を有している。正義において政府は彼らを自由にし、彼らを奴隸として所有している人間を罰すべきである」⁴⁸⁾

ペインはアフリカ人が司法に対して自らの自由を回復する権利行使するような社会を明確に描いている。けれども、現実にはそのような見方は当時のアメリカで一般的ではなかった⁴⁹⁾。そこで、ペインは「小論の主要な目的はすでに多くの人々が行っている、奴隸擁護論への反論ではない。以下の事柄をアメリカ人に考慮するよう、懇願 entreat することである」⁵⁰⁾ と言う。

「いかなる一貫性あるいは慎ましさをもって、アメリカ人はアフリカ人を奴隸にする試みを声高に訴えるのか。すでに何千何万というアフリカ人を奴隸として使っていながら、また（人間を奴隸にできるとの）権限を持っているとのふりもせず、あるいはその権限があるという主張もせずに毎年何千もの人間をどうして奴隸にできるのか。（中略）奴隸貿易、奴隸の使用に対してざんげや嘆息が聞かれないのはどうしてか。アメリカの夫々の社会はなぜ、奴隸を使用する習慣に反証し、その習慣を捨てない強情な輩どもを悪人と呼ばず、国にとっての敵として自分たちの仲間内から排除しないのか。奴隸を売買し使用することよりももっと罪の軽い犯罪でも自分たちの仲間内から排除しているではないか。」⁵¹⁾

ここでペインは、アフリカ人が普遍的な権利（自然権）を持つ共同社会とはアフリカ人を売買し、使用することを違法とみなす社会であるという。しかしひペインは、白人がアフリカ人の使用について当然の習慣であるとか捉えていない現実を見ていた。すなわち、白人の中にアフリカ人を使用しないという発想が生まれうるような、自らの権利として主張する状況ではなく、当然のこととしてアフリカ人の権利を全く顧みない発想を見ていた。

けれどもペインは、アフリカ人をアメリカ社会に迎え入れた後の展望を示す。

「幾人かの使用者たちは適正な地代のもとに土地を貸すことができるだろう。また別もののは、従来どおりに奴隸の身にある人たちを雇いつつ労働に見合った賃金を支払うだろう。その結果、あらゆる奴隸が何らかの財産を持ち、自分の働きに応じた労働の果実を手にすることができる。だからこそ、彼らは勤勉になろうとする。彼らは自分たちの共同社会に生きる人々と同様に家族と共に暮らして愛情を注ぎ、市民として保障されつつ civil protection、義務行使し、他の利点を生かすことになる。多分黒人たちは辺境の地域で時として有効な盾としての植民者となるだろう。このように、彼らは公共の福祉に関心を持つようになり、その促進に力を貸すだろう。」⁵²⁾

ペインはアフリカ人の生命と生活の安全が市民的自由と政治的自由を持つことで保障されるという。ペインの説明する市民的自由と政治的自由は一体的なものであり、イギリス臣民の特権ではなく、人間が生まれながらに当然もつべき普遍的な権利である。そして、ペインはラッシュと抵抗の自然権論者では明

確でなかった政治的自由を具体的に説明する。ペインは、アフリカ人が自分たちの共同社会に生きる人々と同様に、「公共の福祉に関心を持つ」ようになり、「その促進に力を貸す」としていることで、白人もアフリカ人も共に公的な事項に参加し、自らの安全への確信を深めるという意味での政治的自由を持つことを視野に入れ始めていたのである。ペインは彼らが義務行使し、かつ他の利点を生かすことになると主張することで、能動的な自由としての政治的自由を持つことを訴えた。

ペインは白人たちのアフリカ人の権利への無配慮の現実を見ていたにも関わらず、上記のように、彼がアフリカ人の市民的自由と政治的自由の両方を普遍的な権利として捉えることができたのはなぜなのか。その手掛かりが『アメリカのアフリカ奴隸』と同じ1775年に出版された『厳肅な思い』⁵³⁾にある。

「アメリカ発見以来、常にイギリスはどんな野蛮な国民でもしたことがない人身売買というもっとも恐ろしい商売に専念して、毎年（平然と冷酷に）不幸なアフリカ海岸に侵入して無抵抗な住民を攫い、盗み取ったフロンティア領土を開拓させてきたのだ。以上のことを探してみると、一瞬のためらいもなく結局は全能の神がアメリカをイギリスから引き離してくださいとの確信する。それを独立と呼ぶかどうかは読者に任せる。それが神および人類の目的であるならいざれそうなるだろう。なお、全能の神が慈悲を我々にくだり、我々をただ神にのみ服従する国民にしてくださると、大陸の立法部が制定する法によって最初の感謝の意を表明したい。これによって黒人の輸入や売買を禁止するとともに、すでにアメリカに来ている黒人に對

してはひどい運命を改善して、 適当な時期に自由を保障しよう。」⁵⁴⁾

ペインは、市民的自由と政治的自由を有して、自らの手で私的所有を確実に保障されるという、白人でもなかなか望めなかつた権利をアフリカ人が得て、彼らと同じ共同社会の中に迎え入れることを想定している。ペインがそういう想定をできたのはなぜか。一つはアフリカ人の人間としての自由の幅を広げる意図があったことである。フロンティアへの植民という生き方を示すことで、自分の土地所有を望む者に、自身の手で共同社会を作り上げる意欲を持たせたかったのである。ペインは、『厳謹な思い』において、アフリカ人の労働によって開拓された以上、フロンティアの所有権がアフリカ人にも当然認められるべきであるという考えを示す。このことを、『アメリカのアフリカ奴隸』におけるペインのフロンティアへの言及と合わせて考えれば、アフリカ人の権利の正当性はいっそう明らかになるだろう。ペインが、アフリカ人が白人と同じ共同社会で共存することを想定できたもう一つの理由は、白人の中にアフリカ人がフロンティアの防衛を担う存在という認識を育てることで、共にアメリカの中に生きる者同士であるという意識を広めようとしたためである。ペインは、白人がアフリカ人の社会的役割の有意性を感じることで共に生きる存在として認め、アフリカ人の自由という権利が具体的に保障されることを期待したのである。

『厳謹な思い』で、ペインはアメリカの独立を示唆し、独自の統治を模索する議論を提示している。そしてアメリカの独立によってアフリカ人の解放を行うことを訴えるように

なる。このことにはどういう意味があるのであるか。ペインは、『アメリカのアフリカ奴隸』を出版した1774年末から1775年前半までは、奴隸貿易をイギリスの犯した罪悪として告発する一方、アメリカの独立に直接言及していない。ペインもラッシュや抵抗運動の自然権論者のように、イギリスという枠の中で社会のあり方を見直すことを考えた時期もあったと思われる。

ラッシュや抵抗運動の自然権論者はアフリカ人の自由をイギリス人の特権として付与しようとした。しかし、そのような前提に立つと、彼らの意図に反してアフリカ人の自由は白人のそれよりも劣位に置かれる余地が残る。これに対し、ペインは自由とは人間であれば当然持つべき、普遍的な権利であるという考えを有していた。よって、ペインは、白人とアフリカ人が共に生きるための新たな社会をつくり、その社会の安全のための統治をアメリカの住民独自で立ち上げることが正当性を持っていることを、アメリカの白人にアピールする考えに変わることができた。

反奴隸貿易論は、ペインの登場を契機に、本国とは違ったアメリカ社会の独自性の議論をはらみつつ、アフリカ人をアメリカ社会に包摂するための具体的な議論となっていったのである。

結論

独立前夜の反奴隸貿易論は、大きく分けて三つの潮流があった。そしてこの三つが順を追って出現し、徐々にアフリカ人と白人とが社会の中で共存していくための思想へと変化している。

最初はラッシュの議論で、人道主義的な立

場からアフリカ人をいかに自由人化するのかを論じたうえで、制度としての奴隸を廃止する議論に進んだものである。ラッシュは法の保護を受ける権利としての市民的自由をアフリカ人に確実に保障する必要性を訴えた。そしてイギリス人の特権としての自由をアフリカ人にも認めようとした。しかし、ラッシュの同情心が大きいものであったにせよ、彼の主張するアフリカ人の自由化は賃金労働者への編成を意味し、自らの手で私的所有を確実にしていくための政治的自由を認めるものではなかった。よって彼の意図に反して、イギリスの社会の持つ階層性の中で、アフリカ人の自由は白人に比べて狭められる可能性があった。

次は現実に独立をも射程に入れ始めた、ニューアイングランドを中心とする抵抗運動の中で生じた自然権論者の議論である。この潮流はアフリカ人にも自然権の平等を確認しようという特徴があったけれども、白人とアフリカ人が共に市民的自由や政治的自由を共有する議論には関心が薄かった。また、アフリカ人の自由をイギリス人の特権としての自然権という形で訴えられたために、市民的自由と政治的自由の位置づけが不明確になり、アフリカ人の自由人化につながる確証は必ずしも自明ではなかった。

最後にトマス・ペインの展開した反奴隸貿易論が登場する。ペインはアフリカ人の解放を、独立小生産者あるいは賃金労働者が、普遍的な権利としての市民的自由と政治的自由の両方を持つ社会を展望しながら描いた。そういう展望を持てたのは、ペインが白人とアフリカ人が共に生きるための新たな社会をつくるような意識をイメージできたからである。ペインの反奴隸貿易論は、奴隸使用の不正およ

び違法性を訴えるだけでなく、アメリカの住民が社会の安全のための統治を立ち上げることが正当性のあることであり、かつ利益のあることだと訴えていた。そして、ペインの奴隸貿易論は、具体的な表現で訴え得る思想的位置にあった。なぜなら、ペインは、市民的・政治的自由を別個のものとして捉えなかっただので、政治的自由も必然的に自由の中に含めて捉えていたからである。そうであるからこそ、市民的自由と政治的自由が白人という特定の人々の特権ではなく、人間が普遍的に持つ自然権として把握していたのである。

反奴隸貿易論はラッシュがアフリカ人の自由を具体的に模索する道を拓き、抵抗の自然権論者が理論的に白人との平等を訴えた。その段階で、まずは理論上、アフリカ人がアメリカ社会の一員としての位置を占める見通しが立った。そして、ペインが彼らの市民的自由や政治的自由を、具体的かつ実際的に生かせる空間の必要性を議論したことで、自由は特権から人間の普遍的な権利へと変化したのである。

謝辞

本論文を審査してくださった審査員の先生、ならびに資料閲覧に関して便宜をはかけてくださいました、東京大学大学院アメリカ太平洋地域研究センター図書室に、心より感謝申し上げます。

注

- 1) 2009年1月、アメリカ合衆国史上初めて純血の白人の家系出身ではないバラック・オバマが大統領に就任した。2008年の予備選挙から本選挙にかけて、他の白人候補者と戦うオバマが選挙戦の過

程を通して直面した問題の一つに、アフリカ系の血を引く者を大統領にすることへの人々の抵抗感があった。現代史において、白人とアフリカ人の共存を巡る問題を概観する文献として有益なものに、エリック・フォナー『アメリカ 自由の物語 上・下巻』(横山他訳、岩波書店、2008年)がある(とりわけ下巻を参照)原著はEric Foner, *The Story of American Freedom* (Picador, 1998)。

- 2) David Brion Davis, *The Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770–1823*, (Cornell University Press, 1982)。また、David Brion Davis, *The Problem of Slavery in the Western Culture* (Cornell University Press, 1966) も参照。イギリス本国のアボリショニズム解明に主眼をおきつつ、アメリカの奴隸貿易論を包む雰囲気がよく分かるものとして、Christopher Leslie Brown, *Moral Capital, Foundations of British Abolitionism* (North Carolina University Press, 2006)。最新のものは、Maurice Jackson, *Let this Voice Be Heard, Anthony Benezet, Father of Atlantic Abolitionism* (University of Pennsylvania Press, 2009)。本論でも扱うベンジャミン・ラッシュの奴隸廃止論を深めた研究に、John C. Greene, 'The American Debate on the Negro's Place in Nature, 1780–1815' (Frank Shuffelton ed. *The American Enlightenment*, pp.103-115.), Donald J. D'eila, 'Dr. Benjamin Rush and the Negro' (*Ibid.*, pp.116-125) がある。
- 3) Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of American Revolution* 2nd edn (Belknap Press of Harvard University Press, 1967; Enlarged edition, 1992)。最近の動向では大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』(慶應義塾大学出版会, 2005年)がある。大森の研究は、後述するトマス・ペインの思想が彼の活動拠点であったフィラディルフィアとの関連だけでなく、ボストンの抵抗運動が自然権を標榜していたこととの関連を本論文に示唆した。
- 4) 篠田豊「トマス・ペインの小論『アメリカのアフリカ奴隸』の翻訳と解題」(『松阪政経研究』第

14号 1巻, 225~236頁)は、ペインの奴隸貿易問題の議論を奴隸制廃止論に特化しながら、ペインが考える、解放後のアフリカ人が持つべき自由と権利を分析している。但し、篠田の提示したペインの考える自然権と自然法の論理は奴隸貿易論から生まれたのか。それとも他の思想領域で生まれたのか。この点については、具体的な論証の必要性が残されている。本論では前者の立場を探る。

- 5) ベンジャミン・ラッシュ『奴隸保有に依拠したアメリカのイギリス植民地住民への意見』*An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping* (Philadelphia, 1773) の指摘
- 6) ニスペットは、*Slavery Not Forbidden by Scripture or a Defence of the West-India Planters* (Philadelphia, 1773) を著している。
- 7) 奴隸制廃止論は港湾都市であるフィラディルフィアで活発に展開された。フィラディルフィアは、1770年代前半におけるアメリカ最大の貿易港であった。ここを経て、アフリカ人がアメリカ各地へ送られていた。そのため、日常的に人身売買が行なわれていたので、それについて率直に心を痛める人々が現われたのである。なお、フィラディルフィアを抱えるペンシルヴェニア植民地には、歴史的にクエーカー教徒が多いことも関係している。ジョン・ウールマンとアンソニー・ベネゼットは互いに交友関係にあった。1774年当時、ウールマンは既に死去しており、ベネゼットは健在であった。ウールマンは *Some Considerations on the keeping of Negroes ; Recommended to the Professors of Christianity, of Every Denomination, 2 vols* (Philadelphia, 1762) を発表している。なお、主として政治史的な関心から、ペンシルヴェニアの急進派と奴隸貿易論の関連を論じた研究については、Eric Foner, *Tom Paine and Revolutionary America* (Oxford University Press, 1976; Revised edition, 2005) を参照。
- 8) ハチスン、フォスターの思想の詳細については下記の研究を参照。Maurice Jackson, *Let this Voice Be Heard, Anthony Benezet, Father of Atlantic Abolitionism* (University of

- Pennsylvania Press,2009)。
- 9) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*は同年の第二版で改訂されているけれども内容的に大きな変化はない。このため本論文では初版より引用を行い、第二版は参照文献とした。目だった修正はスコットランド啓蒙思想家のジョン・ミラーを初版では奴隸制擁護論者とみなす注記が付けられていたのに対し (*Ibid.*,p9), 第二版では削除されていることである。
- 10) *Ibid.*, p1.
- 11) *Ibid.*, pp. 2-3
- 12) ラッシュはモンテスキューの『法の精神』を参考しながら次のように述べている。
 「カインから引き出された人間の粗野という概念は、皮膚の色に注目したといわれている。そのことは論破するにしても不合理なものである。この皮膚の黒さの原因を探るということなしに、私は次のひとつだけを主題として加えたい。つまり不敬の言葉からまったく離れ、黒人を不自由ではないところに置き、逆に地球上で適応するように特徴付けたのである。地球上の彼の住むところは神の摂理によって決められた。白人よりも黒人には、暑さ、病気そして時間の害が現れにくい。そして我々は、皮膚の色を我々の美意識から除外するとき、黒人は白人の人民と同様に美を形成するに必要なあらゆるものを作っているといわれるかもしれない。」(*An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, pp. 3-4) ラッシュはアフリカ人が生物的に見ても、またキリスト教の解釈から見ても、奴隸の境遇に置かれるべきではないという原理的かつ理念的な議論を展開した。
- 13) *Ibid.*, pp.6-7
- 14) ラッシュを扱ってはいないものの、当時のアメリカにおける労働所有論との対比をする上で有益であった文献として、大森『アメリカ革命とジョン・ロック』193頁を参照。
- 15) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p7
- 16) *Ibid.*, p22
- 17) エリック・フォーナー『アメリカ 自由の物語 上』(岩波書店, 2008年) 5頁を参照。コモンローとは裁判所の判決例からなる英國起源の法体系である。但し、ラッシュは財産資格とその他の制限を否定していないことから、アフリカ人には参政権を含めた行政に関与する権利を認める意図はなかったと思われる。なお、当時のイギリス急進主義が政治に関与する権利に財産要件をからめることに否定的でなかったことを詳しく述べたものとして、H.T.ディキンソン『自由と所有』(ナカニシヤ出版, 2006年) 216~236頁を参照。原著はH.T.Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteen-Century Britain* (Weidenfeld and Nicolson, 1977)
- 18) グランヴィル・シャープはアンソニー・ベネゼットやラッシュとは交友関係があった。
- 19) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p22. なお、ラッシュはこの直前の箇所で、「我々の中での黒人について言えば、体に欠陥のある奴隸あるいは高齢のものあるいは病弱の者は自由に適していない。社会の福祉のために私は次のことを提案する。これらの者が年をとったら、あるいは雇い主と契約を結んだ障害を持つ奴隸や病弱者は雇い主の財産の地位にあり続けるべきである」という。奴隸解放を目指していたラッシュが「財産の地位」に留め置く者の存在を認めていることについて、どのように考えるべきか。ラッシュはプランテーションを全廃せず、概して富裕者である使用者の責任において勤労をすることのできない奴隸たちを慈愛の対象とし、彼らを介護する状況をつくることが社会的な利益につながると述べたと思われる。
- 20) *Ibid.*, p22
- 21) エリック・フォーナー『アメリカ 自由の物語 上』11頁
- 22) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p24
- 23) *Ibid.*, p25
- 24) Loc.cit. ラッシュは、奴隸の者に次のように述べながらこのパンフレットを結んでいる。

「国民 nations の罪は国民の刑罰を必要とすることを忘れるな。そして奴隸の使用という悪を待ち構える何かの刑罰があることなしに、読者は彼らに次のようなことを確信させるだろう。神が公正あるいは慈悲深さを取りやめない限り、奴隸への私刑は刑罰をやり過ごすことはできないのだということを。」(Ibid., p30)

25) Ibid., p25

26) Ibid., p26

27) Ibid., p27を参照。『法の精神』第三部15編第13章（岩波文庫、野田他訳、1997年、中巻、68頁）の訳文も参考にしたけれども、本論文ではラッシュの引用を重視した。なお、ラッシュは第12章からの引用をしているが、これは英訳版のちがいのためかそれともラッシュの誤解なのかは判定できない。ラッシュは市民的自由と政治的自由についてモンテスキューを引用しているだけで、独自の定義や解釈を加えていない。よって彼はモンテスキューに沿いながら、二つの自由を理解していたと思われる。ここでラッシュは、市民的自由が政治的自由の基礎にあることを述べている。しかし、ラッシュは、アフリカ人が市民的自由や政治的自由の主体になっていく論理を展開しない。彼は市民的自由や政治的自由の担い手としてのアフリカ人を具体的に位置づけることを試みる方向には進まなかった。なぜならラッシュは、所有権の基礎を自らの固有の成せる業である労働におくことに力点を置かなかったからである。

28) このことはラッシュがペインに対して、『コモン・センス』の中で独立と共和制という用語を使わないように勧めた理由であったと思われる。建国期のアメリカの指導者層には人民主権の実現を目指す半面、アメリカにおいてイギリスの理想とする政治体制、法の支配の貫徹する社会を実現する志向も同時に強かったという見解がある。このことについては、Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776–1787*, (Chapel Hill, 1969; Second edition, 1998) pp. 10–15より示唆を受けた。

29) *An Address to the Inhabitants of the British Settlement in America, upon Slave keeping*, p7

でラッシュは、プランテーションの制限については述べているけれども、廃止することは述べていない。

30) 奴隸使用者の財産というべきアフリカ人を解放することは彼らの財産を侵害することになり、その侵害を防止すべく使用者が政治的自由行使する余地はいくらでもあった。この点を示唆した文献は、エリック・フォーナー『アメリカ自由の物語 上』46頁、クヌート・ホーコンセン『立法者の科学—ディヴィド・ヒュームとアダム・スマスの自然法学』(永井他訳、ミネルヴァ書房、2001年) 211~212頁。原著は、*The Science of a legislator : the natural jurisprudence of David Hume and Adam Smith* (Cambridge University Press, 1981)

31) 大森『アメリカ革命とジョン・ロック』118頁。アメリカでは1750年代の時点で、アフリカ人を人間の一員としてみるべきであるという議論が存在していた。革命前夜以前の議論については、Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of American Revolution* 2nd edn (Belknap Press of Harvard University Press, 1967; Enlarged edition, 1992) pp. 235~236に詳しい。

32) 大森前掲書、195~196頁を参照。大森の示唆を得て、本論では新聞『コネチカット・ガゼット』掲載された論説「Q.X.Z.」とリチャード・ウェルズらの論説に当たることができた。

33) Richard Wells, *A Few Political Reflections Submitted to the Consideration of the British Colonies* (Philadelphia, 1774), p80

34) Ibid., p81

35) Q.X.Z., in the *Connecticut Gazette*, January 21, 1774.

36) 篠田豊「トマス・ペインの小論『アメリカのアフリカ奴隸』の翻訳と解題」225~236頁。篠田は、ペインの奴隸制反対論の中に読み取れる自然権を「何度売り飛ばされようとも、自らの自由の正統な所有者として自由を再主張する」権利、「親たちが正当な奴隸だとしても生まれた子どもたちは自由である」ことであるとしている(229, 230, 233頁)。

- 37) 初出はThomas Paine, *African Slavery in America, in the Pennsylvania Journal and the Weekly Advertiser*, April 14, 1775. 本論文では, *African Slavery in America*, in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine*, Vol.1. (AMS Press, 1967) p4を参照。正義と人間性の原理はペインと同時代人のスコットランド啓蒙思想家, ジョン・ミラーJohn Millarやロード・ケイムズLord Kamesなども主張した。
- 38) *Ibid.*,p4 Maurice Jackson, *Let this Voice Be Heard,Anthony Benezet*によれば, これらの思想家はアンソニー・ベネゼットが影響を強く受けたとされる人々である。なお, ジャクソンによれば, 正義と人間性の原理, 奴隸の取引について, 人間を盗む行為とみなすのも, ベネゼットに見られることだという。同書p135参照。
- 39) *African Slavery in America*, in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine*, Vol.1., pp. 4 - 5
- 40) *Ibid.*, p5
- 41) Loc.cit.
- 42) Loc.cit.,
- 43) Loc.cit.,
- 44) *Ibid.*, p6
- 45) Thomas Paine, *The Case of the Officers of Excise* (1772,London), in Michael Foot and Isaac Kramnick ed., *The Thomas Paine Reader*, pp40 - 51 (Penguin Books,1987) .
- 46) 例えば次のような描写に現われている。「税吏の役所の法は, 税吏をあらゆる自然的な地縁血縁から引き離すようになっている。そのため, 税吏たちはしばしば地縁血縁の者たちから必要な援助を得ることが出来ない。それは, 家族の中では親身に感じられるものであり, 最も貧しい職人あるいはごく普通の助手的な働き手でも家族とのつながりや友人関係がある。そして慈悲あるいは誇りの気持ちから, 生まれてすぐの子供たちを養育し,

彼らに時折一匹の豚半分に当たる食肉を食べさせ,多くの木材や一定の石炭, その他の肉体的な苦しさを和らげるものを与えている。彼らは, 一日に税吏よりも多くの収入を得る。」(*Ibid.*, p 41)

- 47) *Ibid.*, p 43
- 48) *African Slavery in America*, pp. 6 - 7
- 49) 大森『アメリカ革命とジョン・ロック』276頁は, 1776年にジュダ・チャンピオンの筆名でパンフレットを書いた作者が自由を所有の問題として把握していることを示唆する。この問題把握はロックの『統治論』第二論文解釈から生じている。政治社会が必要になるのは, 「自然状態では全ての人々が彼と同様に国王であって誰もが彼と同等であり, しかも多くの人々は公正と正義を厳格には遵守しないのであるから, この状態において彼の持つ所有物の享受がきわめて不安定で不確実」だからという部分である。この不確実性こそが原因となって, 人々は「私が一般的な名称で所有権という一般的な名詞で呼ぶ, 彼らの生命, 自由, および財産の相互の保全のために」政治社会を形成し, 統治権力を設立するのである。こうしたロック解釈に先んじて, ペインの反奴隸貿易論のなかでアフリカ人と白人の自由と所有の対等性が語られていたことは注目に値しよう。
- 50) *African Slavery in America*, p7
- 51) *Ibid.*, pp. 7 - 8
- 52) *Ibid.*, p8
- 53) Thomas Paine, *Serious Thought in the Pennsylvania Journal and the Weekly Advertiser*, October18, 1775. in M・D・Conway, *The Complete Writings of Thomas Paine*, Vol.1. (AMS Press, 1967)
- 54) *Ibid.*, pp.65 - 66

(名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)